# 第 5 回 河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会 「減災のための新規取組」

水防災意識社会再構築ビジョン

前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市 榛東村、吉岡町、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村 東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町 群馬県

### 新規取組

### ○新規取組

昨今の災害に係る教訓等を踏まえ、「河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会」では下記5つの事項を追加します。

### 取組1 迅速な水防・避難判断を行うため、関係機関の情報共有を強化

・ 県は、ダムの異常洪水時防災操作を想定した浸水想定区域図を策定する。市町村は、これをもとに水害ハザードマップ、水害対応タイムライン を作成する。

#### 取組4 要配慮者利用施設等の支援

・ 市町村は、要配慮者利用施設への避難について、施設職員だけで対応することが難しい場合の地域の支援体制について検討・調整する。

### 取組5 洪水時の情報提供、避難判断、避難誘導等の見直し

・ 市町村は、必要箇所に水災害にかかわる防災情報(まるごとまちごとハザードマップ)を整備する。

### 取組6 防災情報の理解促進

・ 県、市町村は、水害リスクのある全ての住民にマイ・タイムラインを作成してもらうための普及活動(説明会等)を行う。

### 取組10 河川整備の実施

・ 県は、重要インフラの機能確保として防災施設の整備等の実施状況や今後の予定の共有を行う。

# 新規取組の追加について

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

取組1 迂	速な水防・避難判断を行うため、関係機関の情報共有を強化	ページ		
1	県、市町村は、水害ホットラインを構築する。【H30】			
2	県、市町村は、水害対応タイムラインを作成する。【R3】	資料2 P7		
新規③	県は、ダムの異常洪水時防災操作を想定した浸水想定区域図を策定する。市町村は、これをもとに水害ハザードマップ、水害対応タイムラインを作成する。	P5		
取組2 流	はは住民への迅速な情報提供を促進	ページ		
1	県は、Lアラートの基盤を整備し、防災関係機関が連携して、緊急防災情報の提供を行う。【H29】	資料2 P8		
2	県は、洪水監視カメラを整備し、インターネットでの一般公開を行う。【R2】	資料2 P9		
3	県は、危機管理型水位計を整備し、インターネットでの一般公開を行う。【R2】	資料2 P10		
取組3 水	<b>浩リスク情報を踏まえた防災計画等の点検、見直し</b>	ページ		
1	市町村は、洪水浸水想定区域について、避難勧告等の発令基準を定める。 県は、洪水に関する情報を提供し協力する。【R3】	資料2 11		
2	①について、家屋倒壊等氾濫危険区域に関しては、原則的に立ち退き避難(水平避難)とする計画を立案する。 【R3】	資料2 P12		
3	県、市町村は、管理道路について、避難の際に危険な箇所を把握する。【H29】	資料2 P13		
4	市町村は、上記区域内について避難経路の点検を行う。 県は、県道等の危険箇所の情報を提供し、協力する。 【R3】	資料2 P14		

# 新規取組の追加について

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

取組4 要	配慮者利用施設等の支援	ページ			
1	市町村は、要配慮者利用施設を確認し、市町村地域防災計画に位置づける。【R3】	資料2 P15			
2	② 県、市町村は、要配慮者利用施設の施設管理者に対し、「避難確保計画」の作成等に関する周知を行い、実施状況のフォローアップを行う。【R3】				
3	市町村は、避難行動要支援者に対する地域共助の周知、啓発を行う。【R3】	資料2 P17			
新規④	市町村は、要配慮者利用施設の避難について、施設職員だけで対応することが難しい場合の地域の支援体制について検討・調整する。	P6			
取組5 洪	水時の情報提供、避難判断、避難誘導等の見直し	ページ			
1	市町村にて、水害ハザードマップの見直しを行う。【R3】	資料2 P18			
新規②	市町村は、水災害にかかわる防災情報(まるごとまちごとハザードマップ)を整備する。	P7			
取組6 防	災情報の理解促進	ページ			
1	県、市町村は、小中学校等における水災害教育を実施する。【R3】	資料2 P19			
2	県、市町村は、住民等への防災知識の普及活動(防災訓練、防災講習会)を行う。【R3】	資料2 P20			
新規③	県、市町村は、水害リスクのある全ての住民にマイ・タイムラインを作成してもらうための普及活動(説明会等)を行う。	P8			

# 新規取組の追加について

### ○水防に関する事項

取組7 詞	取組7 実効的な水防活動体制の強化		
1	市町村は、水防団の機動的な対応を計画に位置づけ、連絡体制の確認と対応事項の点検を行う。【R3】	資料2 P21	
2	県、市町村、水防団は、関係機関と連携した水防訓練及び伝達訓練等を実施する。【毎年実施】	資料2 P22	
3	県、市町村、水防団は、地域住民と重要水防箇所等の合同点検を実施する。【毎年実施】	資料2 P23	
4	県、市町村は、水防団(消防団)員の確保のための取組を進める。【随時実施】	資料2 P24	
取組8 水防資機材の確保			
1	市町村、県にて、水防資機材の点検を行い、不足する資機材を確保する。【R3】	資料2 P25	

### ○排水に関する事項

取組9 排水への備え		
1	県、市町村は、排水ポンプ車等を有する関係機関と、浸水継続時間等に関する情報を共有する。【H29】	資料2 P26
2	市町村は、排水ポンプ出動要請の連絡体制を整備する。県は、洪水に関する情報を提供し、協力する。【R3】	資料2 P27

### ○河川管理施設の整備に関する事項

取組10 河川整備の実施		
1	県は、河川整備計画に基づき、洪水を安全に流下させる対策(堤防整備等)を行う。【R3】	資料2 P28
新規②	県は、重要インフラの機能確保として防災施設の整備等の実施状況や今後の予定の共有を行う。	P9
取組11	危機管理型八一ド対策	ページ
1	県は、危機管理型ハード対策として、堤防天端舗装(水位周知区間の未舗装箇所)を実施する。【R3】	資料2 P29

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

取組1 迅速な水防・避難判断を行うため、関係機関の情報共有を強化

新規③ 県は、ダムの異常洪水時防災操作を想定した浸水想定区域図を策定する。市町村は、これをもとに水害ハザードマップ、水害対応タイムラインを作成する。

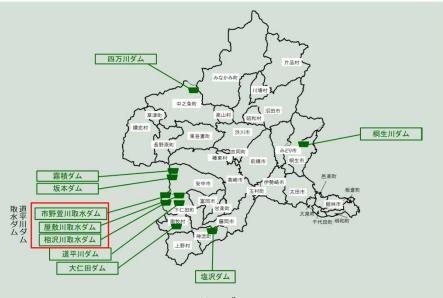
### 取組状況

#### ダム直下流浸水想定区域図

- 令和元年3月29日の「水防法第15条の9及び第15条の10に基づく「大規模減 災対策協議会」の運用について」の通知により、ダム下流部における浸水想定区 域図の作成及び公表、市町村等関係機関への情報共有を行うこととされていま す。なお、これまでに群馬県内全河川を対象に作成した「水害リスク想定マップ」で は異常洪水時防災操作が想定されていないことから、ダム上流の局地的な豪雨 を想定した浸水想定区域図を作成します。
- 浸水想定区域図をもとに、対象となる市町村においてハザードマップへの反映、水 害対応タイムラインの作成を行います。

#### 【対象予定市町村】

• 中之条町、安中市、下仁田町、南牧村、神流町、桐生市



群馬県管理ダム位置図

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度以降
工 程		・浸水想定	区域図の作成	・ハザード・タイムライ	マップへの反映イン作成

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

取組4 要配慮者利用施設等の支援

新規④ 県、市町村は要配慮者利用施設の避難について、施設職員だけで対応することが難しい場合の地域の支援体制について検討・調整する。

### 取組状況

#### 要配慮者利用施設への避難についての支援

- ・ 令和元年3月29日の「水防法第15条の9及び第15条の10に基づく「大規模減 災対策協議会」の運用について」の通知により、要配慮者利用施設等における 避難計画等における作成・訓練に対する支援として、施設職員だけで対応するの が困難な場合の地域の支援体制について検討・調整することとされています。
- 現在、市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を令和3年度までを目標として進めています。
- 避難確保計画を基にした訓練の実施等を通じて明らかとなった課題を抽出し、地域の支援体制の検討・調整を行います。



避難確保計画記載例 (国土交通省)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度以降
工程				難確保計画を基にした訓練の実施 域支援体制の検討・調整	<b>拖</b>
115	•要配慮者利用施	段避難確保計画作成			

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

取組5 洪水時の情報提供、避難判断、避難誘導等の見直し

新規② 市町村は、水災害に関わる防災情報(まるごとまちごとハザードマップ)を整備する。

### 取組状況

#### まるごとまちごとハザードマップ

- 令和元年3月29日の「水防法第15条の9及び第15条の10に基づく「大規模減 災対策協議会」の運用について」の通知により、(生活空間における想定浸水深 や避難場所等に係る看板等の掲示)の取組状況の共有及び取組の推進につい て検討・調整することとされています。
- 市町村の意向を踏まえ、必要な箇所で整備を進めていきます。





### まるごとまちごとハザードマップ事例 (国土交通省)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度以降
工程		•先行実施箇所	での整備	・先行箇所の検証を踏っ	まえ、他の箇所へ展開
					7

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

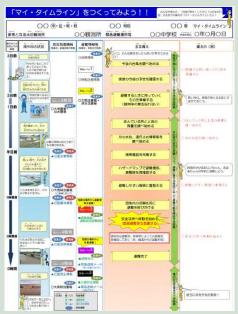
### 取組6 防災情報の理解促進

県、市町村は、水害リスクのある全ての住民にマイ・タイムラインを作成してもらうための普及活動(説明会等)を行う。 新規③

### 取組状況

#### マイ・タイムライン講習会

- 避難情報等をもとに、住民が逃げ遅れることなく安全、迅速に避難行動をとれるよ うにすることを目的に、県は、令和2年度よりマイ・タイムライン普及促進の取組に 着手することとし、各市町の防災担当者にも参加いただき、まずは県管理河川の 浸水が見込まれる9市町のモデル地区で講習会を行いました。
- また、住民が独自でマイ・タイムラインの作成を行えるようにするため、マイ・タイムラ イン支援動画を、群馬県youtubeチャンネル「tsulunos」に令和2年度中にアッ プロードする予定です。
- 令和3年度以降は、この取組を県内全域に展開していく予定です。





マイ・タイムライン作成イメージ

マイ・タイムライン講習会(渋川市)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度以降
工程	・モデル地区での講習会(9市町村) ・作成支援動画作成		・県内全域への取	組の展開	
	$\rightarrow$				

○河川管理施設の整備に関する事項

### 取組10 河川整備の実施

新規② 県は重要インフラの機能確保として防災施設の整備等の実施状況や今後の予定の共有を行う。

### 取組状況

#### 水防活動に使用する土砂等の確保・管理

- 令和元年3月29日の「水防法第15条の9及び第15条の10に基づく「大規模減 災対策協議会」の運用について」の通知により、重要インフラの機能確保として防 災施設の整備等の実施状況や今後の予定について共有することとされています。
- 群馬県では広瀬川の防災ステーションや各土木事務所の水防倉庫、排水ポンプ 車等の防災施設の整備を行っており、その整備の実施状況や今後の予定につい て情報共有しています。
- 地域部会等を活用して、県・市町村の防災施設の整備状況や今後の予定を共有し、災害対応にかかる体制の強化を効率的・効果的に図っていきます。



群馬県排水ポンプ車



広瀬川防災ステーション

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度以降
工程		・防災施設の割	を備状況や今後の予定の共有		
					$\rightarrow$
					<i>r</i>